

多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

昭和51年3月26日

条例第5号

改正 昭和58年3月15日条例第4号

昭和59年12月26日条例第41号

昭和61年5月6日条例第9号

平成6年12月21日条例第25号

平成12年12月19日条例第39号

平成15年6月24日条例第14号

平成17年6月24日条例第19号

平成20年3月13日条例第9号

平成20年6月26日条例第26号

平成23年6月27日条例第11号

平成25年12月16日条例第23号

平成28年6月17日条例第18号

平成30年3月16日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等について、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定を寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ひとり親家庭等」とは、多度津町の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 配偶者のない女子（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する者をいう。）で現に児童を扶養（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養義務を負っている者の行う扶養をいう。以下同じ。）している者

(2) 前号及び第4号に掲げる者が現に扶養している児童

(3) 父母のない児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童をいう。）

(4) 配偶者のない男子（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した男子であって、現

に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。次号において同じ。）をしていない者及びこれに準ずる男子であって規則で定める者をいう。）で現に扶養している者

(5) 婚姻をしていない者が現に児童を扶養している場合であって第1号及び前号に掲げるものに準ずる者と町長が認める者

2 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一に規定する障害に該当する者又は20歳未満で次の各号のいずれかに該当する学校に在学している者をいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

(2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条第1項において準用する同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

(3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の学年を除く。）

(4) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部

(5) 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程

3 この条例において「医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、ひとり親家庭等であって、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和47年多度津

町条例第20号)第3条に規定する対象乳幼児等(満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者を除く。)であって、同条例に規定する助成対象者が保護する者

(3) 前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条の規定による政令で定める額を超える者

(4) 民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子等の生計を維持するものの前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額以上である者

3 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給資格者証の交付等)

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより町長に申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 医療費の助成は、前項の申請に基づき受給資格者証の交付を受けることができる日の属する月(正当な理由により、前項の交付の申請が遅れたときにあつては、町長の認める月)以後において受けた医療について行うものとする。

(医療費の助成)

第5条 町長は、受給資格者(対象者であつて前条第1項に規定する受給資格者証の交付をうけたものをいう。以下同じ。)に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額(医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。)をひとり親家庭等医療費として助成する。

2 前項の医療に要した費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70

号) 第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例によって算定した額(医療保険各法その他の法令の規定に基づきこれと異なる基準によることとされている場合にあつては、その基準によって算定した額)並びに医療保険各法に規定する指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

(助成の方法)

第6条 受給資格者が前条第1項に規定するひとり親家庭等医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請をしなければならない。

2 医療機関等から受給資格者の医療費について報告があつたときは、前項の申請があつたものとみなす。

3 前条第1項の規定にかかわらず、町は、受給資格者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する被保険者を除く。)が町の指定する医療機関等において保険給付を受けた場合は、当該受給資格者が負担すべき額に相当する金額を、医療機関等からの請求により、直接医療機関等に対し、支給することができる。

4 町長は、前項の規定による医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(損害賠償の返還)

第7条 町長は、受給資格者又はその扶養義務者が当該受給資格者に係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度においてひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の助成を受けた者があつたときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(母子家庭等医療費の支給の特例)

2 この条例施行の際母子家庭等医療費の支給要件に該当する者が昭和51年5月1日から同年6月30日までの間に第3条第1項の認定の請求をした場合は、同条第2項の規定にかかわらず母子家庭等医療費の支給は同年4月以後の疾病又は負傷について行うものとする。

3 この条例施行の日から昭和51年5月31日までの間に、母子家庭等医療費の支給要件に該当した者が同年5月1日から同年6月30日までの間に第3条第1項の認定の請求をした場合は、同条第2項の規定にかかわらず、母子家庭等医療費の支給は、支給要件に該当した日以後の疾病又は負傷について行うものとする。

附 則 (昭和58年3月15日条例第4号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

2 多度津町老人医療費の助成に関する条例(昭和46年多度津町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号の次に「6 多度津町母子家庭等医療費助成に関する条例(昭和51年多度津町条例第5号)の規定により医療費が支給されるもの」を加える。

附 則 (昭和59年12月26日条例第41号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正条例第2条第1項及び第3条の規定は昭和59年10月1日以後において受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前において受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

3 改正条例第2条第2項第4号の規定は、昭和61年1月1日以後において受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前において受ける医療に係る医療費の支給については、なお、従前の例による。

4 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員(これらの者であった者

を含む)であって、昭和59年10月1日からこの条例の施行日の前日までの間において改正条例第2条に規定する対象者に該当することになった者に係る改正条例第3条第3項の規定の適用については、その該当することになった日に認定の請求があったものとみなす。

附 則 (昭和61年5月6日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年12月21日条例第25号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 平成6年10月1日前に行われた医療に係る母子家庭等医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月19日条例第39号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年6月24日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年6月24日条例第19号)

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 平成17年8月1日前に行われた医療に係る母子家庭等医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月13日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月26日条例第26号)

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、同日以降に対象となった者から適用する。
- 2 平成20年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年6月27日条例第11号)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 平成23年8月1日前に受けた医療の給付分については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月16日条例第23号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、こ

の条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同  
日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 17 日条例第 18 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、こ  
の条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同  
日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 16 日条例第 7 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

# 多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

昭和51年3月26日

規則第2号

改正 昭和59年8月17日規則第11号

昭和59年11月12日規則第18号

昭和59年12月26日規則第28号

平成6年12月21日規則第20号

平成9年9月26日規則第9号

平成11年6月24日規則第8号

平成12年3月13日規則第3号

平成12年12月31日規則第15号

平成15年6月24日規則第11号

平成17年6月24日規則第15号

平成18年11月14日規則第17号

平成20年3月13日規則第5号

平成23年1月25日規則第1号

平成23年6月27日規則第10号

平成25年3月29日規則第16号

平成26年3月7日規則第5号

平成28年7月13日規則第13号

平成30年1月17日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和51年多度津町条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療保険各法)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める医療保険各法は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）



- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）  
（条例第2条第4号の規則で定める男子）

第3条 条例第2条第4号の規則で定める男子は、次のとおりとする。

- (1) 離婚した男子であって現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の生死が明らかでない男子
- (3) 配偶者から遺棄されている男子
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子
- (6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子
- (7) 婚姻によらないで父となった男子であって現に婚姻をしていないもの

（所得制限の基準となる所得の範囲及びその額の計算方法）

第4条 条例第3条第3項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第23条に規定する障害児福祉手当の例による。この場合において、ひとり親家庭等の本人についても、地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第6号に規定する控除を認めるものとする。

（認定手続等）

第5条 条例第4条第1項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、受給資格認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、必要とする書類等の提出又は提示を求めることができる。

2 町長は、前項の認定をしたときは、受給資格者証（様式第2号）を交付するものとする。

(受給資格者証の更新)

第6条 受給資格者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、受給資格者証の更新を受けなければならない。この場合において、町長は、必要とする書類等の提出又は提示を求めることができる。

(医療費の助成申請手続等)

第7条 条例第6条第1項に規定するひとり親家庭等医療費の助成を申請しようとする受給資格者は、医療費助成申請書（医療保険各法に定める訪問看護（以下「訪問看護」という。）に係る医療費以外の医療費については、様式第3号、訪問看護に係る医療費については、様式第3号の1とする。）を町長に提出しなければならない。

2 条例第6条第2項に規定する医療機関等からの報告は、医療費報告書（様式第4号）によるものとする。

3 受給資格者は、同条第1項の場合において、医療保険各法の規定による高額療養費の支給を受けることができるときは、その旨を町長に申し出なければならない。

4 町長は、同条第1項の医療費助成申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定の上、ひとり親家庭等医療費を助成するものとする。

(変更等の届出)

第8条 受給資格者に係る変更等の届出事項は、次の各号のとおりとし、受給資格者又は世帯主等は、福祉医療費受給資格者証記載事項等変更届（様式第5号）により、速やかに、町長に届出なければならない。この場合において、町長は、必要とする書類等の提出又は提示を求めることができる。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 被保険者、扶養義務者
- (4) 加入保険の記載事項
- (5) 転出をしようとするとき
- (6) 受給資格者が死亡したとき
- (7) その他町長が必要とする事項

(受給資格者証の返還)

第9条 受給資格者は、受給資格を喪失したときは、速やかに、受給資格者証を町長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年8月17日規則第11号）

この規則は、昭和59年9月1日から施行し、改正後の多度津町母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年11月12日規則第18号）

この規則は、昭和59年11月12日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月26日規則第28号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正規則第6条の規定は、昭和61年6月1日から同月末日までの資格確認のための検認から適用し、同日前の検認については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月21日規則第20号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 平成6年10月1日に行われた医療に係る母子家庭等医療費の助成については、なお従前の規則による。

附 則（平成9年9月26日規則第9号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成11年6月24日規則第8号）

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月13日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月31日規則第15号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年6月24日規則第15号）

- 1 この規則は、平成17年8年1日から施行する。

2 改正後の様式第3号、様式第3号の1、様式第4号及び様式第4号（その2）は、平成17年8月1日以後に受けた保険給付に係る母子家庭等医療費の支給申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る母子家庭等医療費の助成申請については、なお従前の例による。

3 改正前の様式第3号、様式第3号の1、様式第4号の1、様式第4号及び様式第4号（その2）による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成18年11月14日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月13日規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月25日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月27日規則第10号）

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の多度津町母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則の各様式は、平成23年8月1日以後に受けた保険給付に係るひとり親家庭等医療費の支給申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る母子家庭等医療費の支給申請については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の多度津町母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則の各様式は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月7日規則第5号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の各様式は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成28年7月13日規則第13号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成30年1月17日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

銀行振込 口座	銀行名	銀行					支店
	口座番号	普通					フリガナ 名義人

㊦ 受給資格認定申請書

※受給者番号

受給資格者	フリガナ				住所	仲多度郡多度津町(大字)
	氏名					
	生年月日	年	月	日(歳)		
扶養義務者	氏名				住所	仲多度郡多度津町(大字)
	受給資格者との続柄			個人番号		

ひとり親家庭等医療費受給資格者証の交付を申請します。つきましては、下記の所得状況を調査することに同意します。

年 月 日

多度津町長 殿

申請者氏名 \_\_\_\_\_ ㊦

TEL \_\_\_\_\_

※所得の確認		本人			扶養義務者		
※加入保険の確認	被保険者	氏名			住所	仲多度郡多度津町(大字)	
		本人との続柄					
	保険者			記号番号			
	附加給付	有・無	(有の場合)内容				
※支給要件の該当・非該当		該当・非該当	※資格	開始：年 月 日	事由：新規・乳幼児からの異動 転入・その他( )		
※受付年月日	年 月 日	決 裁					
		課長	課長補佐	係長	担当者		
※交付年月日	年 月 日						

※欄は町において記入します。

様式第2号（第5条関係）

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">親</span> 多度津町ひとり親家庭等医療 受給資格者証		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	多度津町
	氏名	
	生年月日	年 月 日
発行機関名 及び印	香川県 多度津町長 <span style="float: right;">印</span>	
交付年月日	年 月 日	

◎受診の際、この証を保険証に添え必ず提示すること。

#### 注意事項

1. この証は、本人以外は使用できません。
2. この証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けてください。
3. 生活保護を受けるようになったとき、転出したとき、有効期限が切れたときなどは、この証を使用することができませんので必ず返納してください。
4. 保険適用外のもの（健康相談、健康診断、予防接種、容器代、選定療養費など）は、助成の対象となりません。
5. 現在加入している保険者（国民健康保険、協会健保、その他の保険）から他の保険者にかわった場合又は保険証の記号番号が変更になった場合は、ただちに届け出てください。
6. 治療用装具が保険適用になる場合、助成対象となるときがあります。

様式第3号(第7条関係)

心身障害者等  
ひとり親家庭等 医療費助成申請書

下記の医療機関の証明(やむをえず証明を取得できない場合は保険医療機関が発行する領収書)のとおり一部負担額を支払いましたので一部負担額に係る医療費を助成されたく申請します。

(受給資格者等記入欄)

受給資格者	受給者番号	
	住所	多度津町(大字)
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	電話	

多度津町長 殿

年 月 日

申請者氏名

印

(医療機関等記入欄)

医療報酬による一部負担額		
( 年 月分) 保険の種類 日. 政. 組. 船. 共. 国(一般・退職)・後期		
区 分	入 院	入 院 外
診療報酬点数	点	点
区 他法負担点数	点	点
分 一部負担額(本人負担額) A	円	円
分 本月の入院日数	日	

証明年月日 年 月 日

医療機関コード	医療機関等の所在地、名称及び開設者氏名

注 A欄については、保険診療分のうち、実際に領収した金額を記入してください。

印

本人負担額 A	高額医療保険負担額 B	附加給付額 C	支給決定額 D D=A-(B+C)

様式第3号の1(第7条関係)

医療費助成申請書

訪問看護療養費用

- 重度心身障害者等
- 乳幼児等
- ひとり親家庭等

下記の一部負担金を支払いましたので一部負担額に係る医療費の支給を申請します。

受給資格者	受給資格者証番号	
	住所	
	氏名	
	生年月日	
被保険者	氏名	

年 月 日

多度津町長 殿

申請者氏名



(訪問看護事業者記入欄)

訪問看護療養費基本利用料支払額

年 月分	1 社保	3 後期	1 本人	4 高齢者	5 後期
	2 国保	4 退職	2 就学前		
			3 家族		

訪問看護療養費総額	円
基本利用料	円
他法等支給額	円
本人負担額(その他利用料は含まない)	円
訪問回数	回

証明年月日 年 月 日

訪問看護事業所の所在地、  
名称及び開設者氏名



町事務処理欄

本人負担額 (A)	附加給付額 (B)	支給決定額 (C) C=A-B

受付年月日	年 月 日	決裁					
決裁年月日	年 月 日						
支給年月日	年 月 日						



様式第4号（第7条関係）

市町 コード	診 療 年 月	医療区分	医 療 機 関 コ ー ド	計算区分	年 月 日
0 6				4	

**月分医療費報告書**

多度津町長 殿

2 重度心身障害者等医療費（後期）

4 乳幼児等医療費

5 重度心身障害者等医療費（一般）

6 ひとり親家庭等医療費

9 重度心身障害者等医療費（高齢）

医療機関等の所在地  
及び名称開設者氏名

下記のとおり保険診療を行ったので報告いたします。

番号	保 険	患 者 氏 名	受給資格者証番号	入 院 外 来	請 求 総 点 数	他 法 負 担 点 数	高 額 医 療 費	一 部 負 担 額 (本人負担額)	支 給 決 定 額	本 月 の 入 院 日 数
1	国・社			入・外						日
2	国・社			入・外						日
3	国・社			入・外						日
4	国・社			入・外						日
5	国・社			入・外						日
6	国・社			入・外						日
7	国・社			入・外						日
8	国・社			入・外						日
9	国・社			入・外						日
10	国・社			入・外						日
11	国・社			入・外						日
12	国・社			入・外						日
13	国・社			入・外						日
14	国・社			入・外						日
15	国・社			入・外						日
16	国・社			入・外						日
17	国・社			入・外						日
18	国・社			入・外						日
19	国・社			入・外						日
20	国・社			入・外						日

(注) (1) 医療区分の異なる場合、別様に記入してください。  
 (2) 保険種別、入院・外来の該当するものを○で囲んでください。  
 (3) 診療月の異なる場合、別様に記入してください。

様式第5号（第8条関係）

## 福祉医療費受給資格者証記載事項等変更届

多度津町長殿

年 月 日

住所 多度津町（大字）

氏名

TEL

医療制度	乳幼児等・ひとり親・重 心(一般・後期)		
受給者氏名		受給者番号	
変更事項		変更内容	
1 氏名	新		
2 住所			
3 加入医療保険	旧		
4 口座			
5 再交付（紛失・毀損・汚損）			
6 その他（ ）			
変更・喪失年月日	年 月 日		
備考			